特例による場合

１　転貸が認められる場合への該当(農地法第３条第２項第５号)

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地を貸し付け、又は質入しようとする場合(転貸する場合)には、以下のうち該当するもの(□)に印(✓)をつけてください。

□　賃借人等はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けしようとする場合である。

□　賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

□　その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間、稲以外の作物を栽培すること。)の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

（表作の作付内容:　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

（裏作の作付内容:　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□　農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

２　使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合において、権利を取得しようとする個人又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合、若しくは権利を取得しようとする者が農地所有適格法人以外の法人である場合（農地法第３条第３項）

以下のうち該当するもの(□)に印(✓)をつけてください。

（１）適正な利用を確保するための契約条件の状況（農地法第３条第３項第１号関係）

□　本件の権利の設定又は移転は、適正に利用していない場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件その他適正な利用を確保するための条件が付された契約により行うものであることを確約します。

契約書中に次の記載がある場合は、該当するもの(□)に印(レ)をつけてください。

□　賃貸借契約が終了したときは、乙はその終了の日から○日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。

□　乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。

□　甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の○年分に相当する金額を違約金として支払う。

（２）地域との役割分担の状況(農地法第３条第３項第２号関係)

　地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う予定であるか、以下のうち該当するもの(□)に印(✓)をつけ、内容を記載してください。

□　農業の維持発展に関する話し合い活動への参加

　　（話し合い活動をする団体等名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　頻度： ）

□　農道・水路・ため池等の共同利用施設の取決めの遵守

　　（共同利用施設及び管理団体等: ）

□　獣害被害対策への協力

　　（協力の方法: ）

□ その他

　（ ）

**★記載注意**

１は転貸する場合のみ記載してください。

２は使用貸借又は賃貸借に限る申請(特例)の場合のみ記載してください。

　(1)の始めの設問は必ず印（✓)を記入し、当該条件が記されている契約書の写しの添付が必要です。

　内容はここに挙げたものに限りませんが、契約解除の際の条件等を契約書に明記することが適当です。

※ 記載欄が不足する場合は、「別紙のとおり」と記載して別紙で添付してください。